第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実

１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

○　国提示された基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

○　設定した「量の見込み」に対応できるよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

○　計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

⑴　利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉にかかわる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

［対象年齢］　０～１２歳

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施予定か所数（か所）	2	3	3	3	3

⑵　延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて、最長で午前７時３０分から午後７時の保育を実施しています。

［対象年齢］　１～５歳

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０
確保の方策（人）	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０

⑶　放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

［対象年齢］　就学児（６～１１歳）

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み（人）	１０５	１０８	１１１	１１５	１１５
確保の方策（人）	１０５	１０８	１１１	１１５	１１５
【高学年】 量の見込み（人）	５０	５２	５４	５５	５５
確保の方策（人）	５０	５２	５４	５５	５５

⑷　子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者が、疾病その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

［対象年齢］　１～５歳

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	１２	１２	１２	１２	１２
確保の方策（人/年）	２４	２４	２４	２４	２４

⑸　乳児家庭全戸訪問事業

生後２か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

［対象年齢］　０歳

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０
確保の方策	町保健師 ５人体制	町保健師 ５人体制	町保健師 ５人体制	町保健師 ５人体制	町保健師 ５人体制

⑹　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

［対象者］　要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	4	4	4	4	4
確保の方策	町保健師と児童家庭相談員	町保健師と児童家庭相談員	町保健師と児童家庭相談員	町保健師と児童家庭相談員	町保健師と児童家庭相談員

（注）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
児童福祉法第６条の３の規定より

⑺　地域子育て支援拠点事業

公共施設や地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

［対象年齢］　０～２歳

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/回）	2,500	3,300	3,300	3,300	3,300
確保の方策（か所）	3	4	4	4	4

⑻　一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、専用の施設において、一時的に預かり保育を行う事業です。

［対象年齢］　幼稚園在園児は３～５歳
在園児以外は０～５歳

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	８００	８００	８００	８００	８００
確保の方策（人日／年）	８００	８００	８００	８００	８００
施設での一時預かり（在園児対象型以外）	８００	８００	８００	８００	８００

⑼　病後児保育事業

病後児保育事業は、病気の回復期にある子どもを保育施設の付設の専用スペース等で看護師と保育士が一時的に預かる事業です。

［対象年齢］　１歳～小学３年生

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	２４	４８	４８	４８	４８
確保の方策（人日／年）	２２０	４４０	４４０	４４０	４４０
病後児保育事業	２２０	４４０	４４０	４４０	４４０

⑽　子育て援助活動支援事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

［対象年齢］　就学児

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み（低学年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	４８	４８	４８	４８	４８
確保の方策（人/年）	４８	４８	４８	４８	４８

量の見込み（高学年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	２４	２４	２４	２４	２４
確保の方策（人/年）	２４	２４	２４	２４	２４

⑾　妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

町では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０
確保の方策（人/年）	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０

⑿　実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

町では、必要と認める事業について実施します。

⒀　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

町では、必要と認める事業について実施します。

２　地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、町におけるこれらの連携を推進します。

◆　町の具体的な取り組み
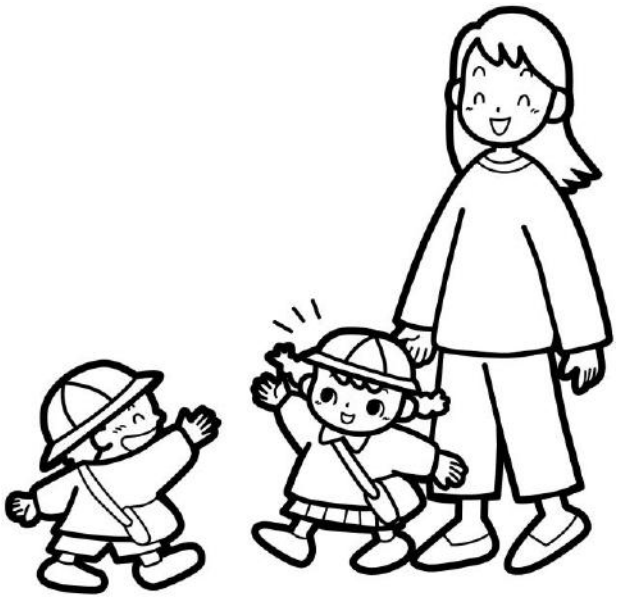
○　子育てと仕事や社会活動の両立の支援
○　子育てに関する相談・支援体制の充実
○　一時預かり事業等の拡大
○　社会的養護が必要な子どもや家庭の早期発見及び支援
○　子どもの心と身体の健全な発達に必要な事業の推進
○　子育てに伴う経済的負担の軽減